

地域復興実用化開発等促進事業

様式第12号(財産処分承認申請書)の申請方法

福島県商工労働部産業創出課

補助事業の採択を受け、補助対象経費により取得又は効用が増加した取得財産を処分する場合、様式第12号(財産処分承認申請書)を提出いただきます

背景

- 補助事業を通じて取得した財産は、補助事業完了後も、補助事業の目的に即した研究資産として用途が限定されます。
- 処分制限期間内の取得財産を、福島県の承認を受けずに処分(補助金交付の目的に反した使用、譲渡等)した場合、交付決定の取消、補助金の返還等の処分が行われる場合があります。

目的

- 補助対象経費により取得又は効用が増加した50万円以上の取得財産を処分(補助金交付の目的に反した使用、譲渡等)される事業者の皆様は、様式第12号を提出ください。

(注意)

様式第12号は、令和3年3月に様式変更がありましたので、最新の様式をご使用ください

取得財産の処分は、福島県補助金等に関する規則第18条、及び交付要綱第20条で規定された手続になります

福島県補助金等の交付等に関する規則第18条(抜粋)

(財産の処分の制限)

1. 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してしてはならない。ただし、(中略)補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

一. 不動産及びその従物

二. 機械及び重要な器具で別に定めるもの

三. その他補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

交付要綱第20条(抜粋)

(財産処分の制限)

1. 取得財産等のうち、左記記載の規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品とする。
2. 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第日大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。
3. 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第12号を知事に提出しなければならない。

処分制限期間内に取得財産を処分する場合、以下の申請手続きが必要です

財産処分承認申請手続きのサマリー

対象	下記2点すべてに該当 ①様式第10号(取得財産等管理台帳)に記載された財産を処分予定(補助事業の目的外利用含む) ②対象財産は処分制限期間内
申請の流れ	財産処分を予定している補助事業者は、申請書類を作成の後、管理委託団体に原本を郵送ください 内容精査後、管理委託団体が福島県へ提出します
承認までの期間	管理委託団体が申請書類を受領後、承認まで5週間程度かかります
提出物	様式第10号(取得財産等管理台帳) 様式第12号(財産処分承認申請書)

処分制限期間中に、様式第10号(取得財産等管理台帳)に記載の財産を、補助事業の目的以外で活用する場合、様式第12号(財産処分承認申請書)の提出が必要です

報告対象財産と報告が必要な期間

様式第10号(第19条関係)(取得財産管理台帳)

令和2年 2月 28日

処分制限対象			取得財産等管理台帳				処分制限期間			
区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
イ	大型固定翼 ドローン	TEST000- 000	1	5,000,000 円	5,000,000 円	R2.2.28	4年	福島 RTF	2/3	
①研究開発以外の活用が制限されます			②国税庁「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表」をもとに設定ください (適宜社内の経理担当、又は税理士等に確認ください)							
イ	リモートコ ントローラ ー	TEST111- 111	2	600,000	1,200,000	R2.2.28	4年	福島 RTF	2/3	

様式第10号は、補助事業者自身で記帳整理する必要があります(交付要綱第19条の第2項参照)
※処分を検討する際は、処分制限期間が正しく記載されているか、再度確認ください。

補助事業目的以外の活用は、以下の7用途を想定しています

補助事業目的以外の活用

	補助事業目的以外の活用※	定義
1	転用	処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
2	譲渡	処分制限財産の所有者の変更
3	交換	処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換
4	貸付け	処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
5	担保に供する処分	処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定
6	取り壊し	処分制限財産(施設(土地を含む。以下同じ。))に限る。)の使用を止め、取り壊すこと。
7	廃棄	処分制限財産(設備に限る。)の使用を止め、廃棄処分すること

処分財産を行う場合、福島県へ納付金を納める必要があります

福島県への納付額算定の手続き

算定式

福島県への納付金



収入額
(残存簿価、譲渡額、又は貸付額)



補助率

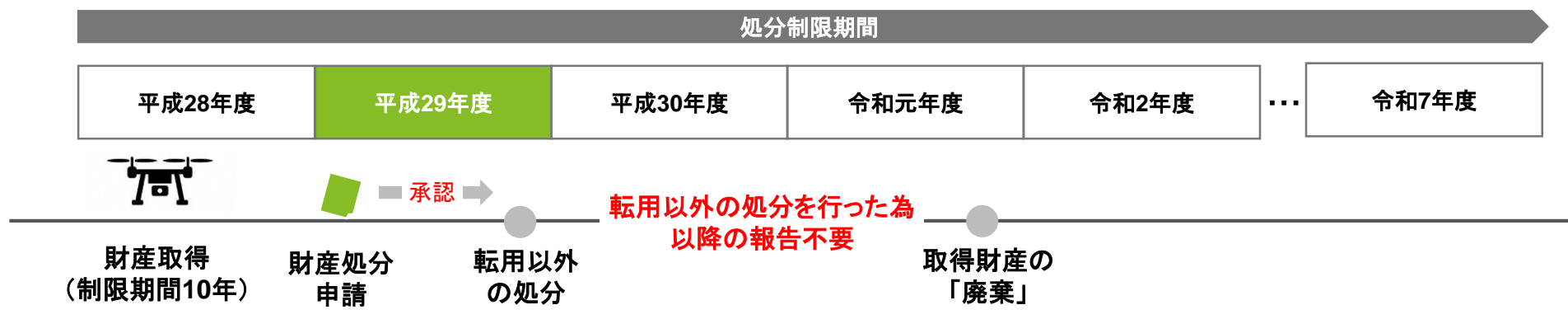
補助事業者が「福島県内」で、「事業活動を目的とした処分(転用)」を行う場合、納付は不要です。

財産処分制限期間中に財産処分を行う場合は、様式第12号の提出が必要です。なお、「転用」した後に再処分を行う場合は、再度申請が必要です

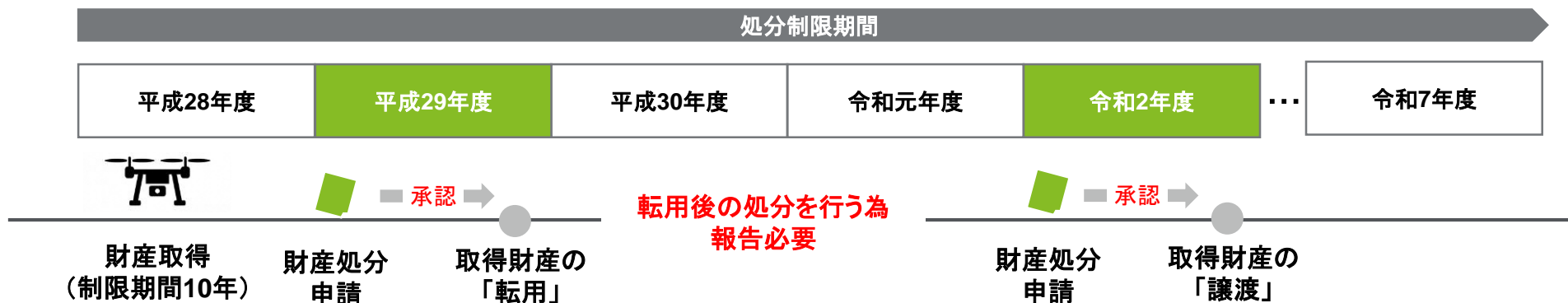
パターン別財産処分申請が必要な回数

様式第12号+関連資料の提出

1 財産処分申請が1度だけ必要なパターン 一度「**転用以外の処分**」を行った場合、処分制限期間内であっても以降の処分申請は**不要**。

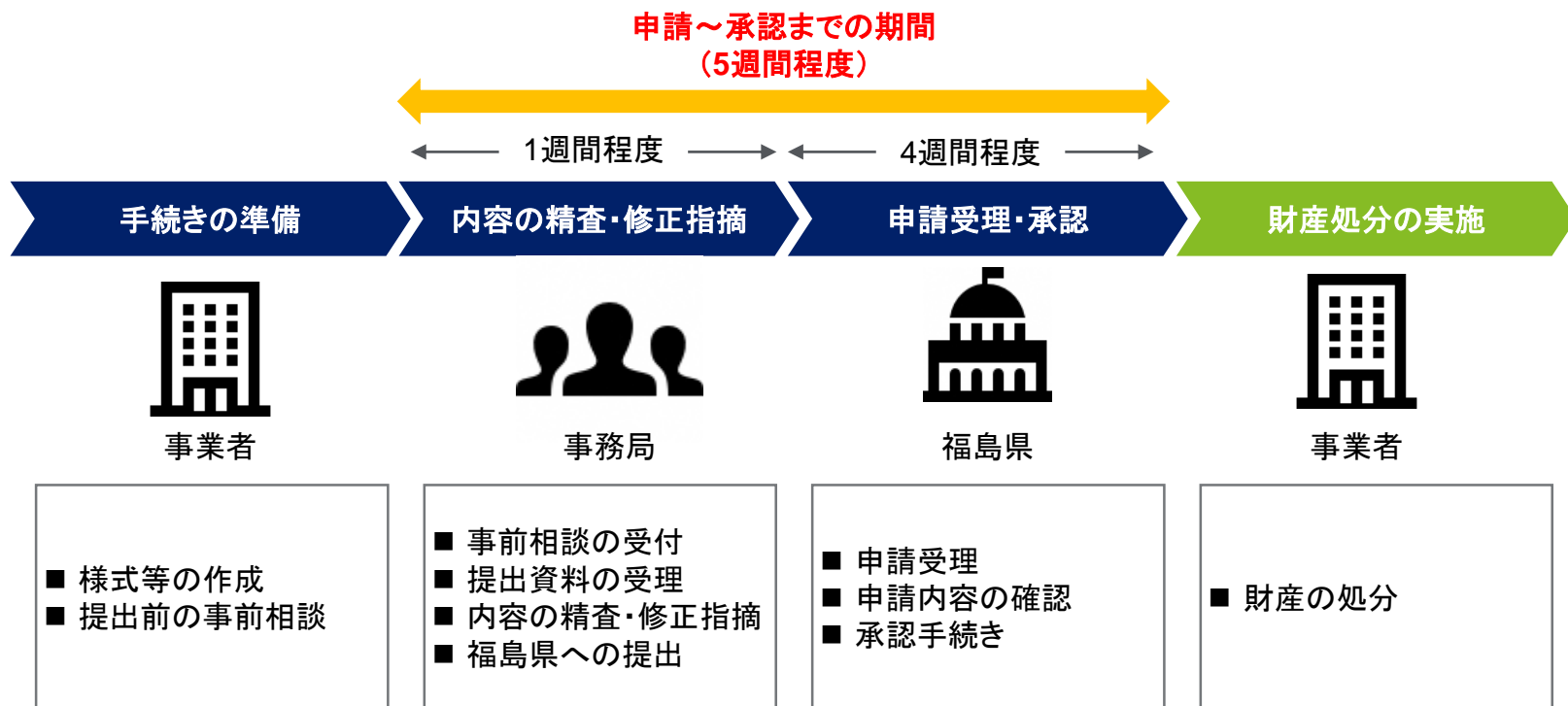


2 財産処分申請が2度必要なパターン 「**転用**」後の処分については、処分制限期間内であれば申請が**必要**。



財産処分の申請から承認まで約5週間要するため、手続きの流れを理解し、余裕をもった申請対応をお願いします

財産処分の実施までの流れ



様式作成マニュアル

注意事項(赤ボックス部分)を熟読の上、必要事項を記載ください

様式第12号(第20条関係)(財産処分承認申請書)の記載内容(1/3)

様式第12号(第20条関係)(財産処分承認申請書)

福島県知事様

住所 福島県いわき市〇〇
名称 浜通り株式会社
代表者名 代表取締役 福島太郎 印

元号〇年〇月〇日

元号〇年度地域復興実用化開発等促進事業費補助金財産処分承認申請書

地域復興実用化開発等促進事業費補助金交付要綱第20条3項に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画名
〇〇システムの実用化開発

2 処分の内容
①処分する財産名等 ※取得財産等管理台帳の該当財産部分抜粋
財産名 : 〇〇ドローン
取得年月日: 元号〇年 〇月 〇日
取得価額 : 5,000,000円

・ 提出される年月日で記載ください。

・ 代表者の役職を忘れずに記載ください。
※情報に更新がない場合、過年度実績報告時と同一情報にしてください。
※情報に更新がある場合(住所・商号含む)、最新の履歴事項全部証明書及び任意の変更理由書を用意ください。

・ 代表者印(実印)を押印ください。

・ 本申請の提出年度を記載ください。

・ 採択された事業計画名を記載ください。
※補助事業実施期間後に産業財産権を出願・取得した場合、最終採択年度の事業計画名を記載ください。

・ 様式第10号(取得財産等管理台帳)に記載されている、処分財産の情報を記載ください。

(注意)

様式第12号は、令和3年3月に様式変更がありましたので、最新の様式をご使用ください

注意事項(赤ボックス部分)を熟読の上、必要事項を記載ください

様式第12号(第20条関係)(財産処分承認申請書)の記載内容(2/3)

②処分の内容及び処分予定日

処分の方法： 転用・譲渡・交換・貸付け・担保に供する処分・取り壊し・廃棄

処分予定価格： 有償 無償 1,000,000円

処分予定日：財産処分承認日以降

処分後の管理方法(管理者の氏名又は名称、住所、使用の目的、等)

住所：東京都〇〇区〇〇〇〇

氏名又は名称：東京株式会社

処分元との関係：グループ内子会社

保管場所：東京港区〇〇 東京株式会社 東京営業部

譲渡後の管理方針：財産譲渡後は、譲渡先で生産・販売を目的として使用予定

③処分により生じる収入の納付

納付の発生有無： 有 無

納付額：1,000,000 円

納付対象外の理由：

納付額の算定根拠：

処分の内容を選択ください。

(有償処分の場合)

- 残存簿価に補助率をかけた額を記載ください。
※有償処分であっても、補助事業者が「福島県内」で、「事業活動を目的とした処分(転用)」を行う場合、記載は不要です。

(無償処分の場合)

- 金額の記載は不要です。

- 処分内容に応じて、具体的に記載ください。

(納付の発生「有」の場合)

- 納付額に処分予定価格を記載ください。
- 納付額の算定根拠に、収入額×補助率を具体的に記載ください

(納付の発生「無」の場合)

- 納付対象外の理由を記載ください

(注意)

様式第12号は、令和3年3月に様式変更がありましたので、最新の様式をご使用ください

注意事項(赤ボックス部分)を熟読の上、必要事項を記載ください

様式第12号(第20条関係)(財産処分承認申請書)の記載内容(2/3)

3 処分理由

組織変更に伴う、グループ内管理企業の変更によるもの。
譲渡先である東京株式会社は、弊社の100%子会社であり、本組織変更によりR&D機能、及び販売・営業機能を集約することが決まった。弊社は、本年度より開発技術を活用した製品の販売を予定しており、財産管理企業の変更、及び研究開発以外の用途変更を行いたく、財産処分申請を行うに至った。

注 添付書類は別途指示することがあります

・ 財産処分に至った経緯、及び今後の管理方針等を具体的に記載ください。

・ 様式第10号(取得財産等管理台帳)を添付ください。

(注意)

様式第12号は、令和3年3月に様式変更がありましたので、最新の様式をご使用ください